

大規模災害発生時における坂戸市消防団(坂戸市水防団)

活動マニュアル

平成29年4月改定

坂戸市消防団

はじめに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、1万8千人を超える死者・行方不明者が発生するとともに、100万棟を超える建物が損壊、また、道路・鉄道・橋梁等も多数損壊するなど、東北地方を中心に未曾有の被害をもたらし、同時に、消防機関に対しても多くの課題が提起されました。

中でも約200名の消防団員が活動中に職に殉じたことは、非常に残念であるとともに、大規模災害時の消防団活動における安全管理体制について、今一度、考え直すことが必要だと気付かされました。

消防団の特長は、①地域密着性、②要員動員力、③即時対応力、と言われており、この特長を活かして活動することが住民にとって、より大きな「安全・安心」へと繋がるのですが、反面、大規模災害時には、常に最前線で危険と隣り合わせにしている立場であることを、しっかりと認識しなければなりません。

今般、大学生機能別団員の導入に合わせ、平成13年12月に策定した大規模災害発生時における坂戸市消防団活動マニュアルの見直しを行い、団員の基本的な行動や安全対策について、再検討を行いました。しかしながら本マニュアルはあくまでも「基本」であることを念頭に置き、この基本行動に加え、消防団員が求められる活動、その裏に潜む危険性、そしてその危険から身を守るための方策について今一度、分団内で話し合い、各自が認識するとともに、訓練や研修を重ねておくことが重要であると考えます。

本マニュアルが活用されるような災害が発生しないことを望みますが、万が一の有事の際には、全ての消防団員が「自らの命と家族の命を守る」ことを最優先とした安全行動を原則とするとともに、より多くの市民に安全・安心を与えられることを期待します。

平成29年4月

坂戸市消防団
団長 小島清人

目次

地震関係

地震発生時における坂戸市消防団活動計画	1
地震発生時の団員の行動手順(基本パターン)	2
大規模災害時の大学生機能別団員の行動イメージ	3
参集までの具体的な行動手順(各団員共通)	4~7
安全管理と活動のポイント	8・9
団員活動拠点一覧	10
分団活動エリア一覧	10
震度5強以上の地震が発生した場合の活動拠点	11
災害時用PHS番号一覧	12
福祉避難所一覧	12
坂戸市地域防災拠点・避難所等マップ	13
坂戸市地域防災計画に基づく震災時の坂戸市消防団の役割(抜粋)	14

風水害関係

風水害発生時における坂戸市消防団(水防団)活動計画	15
床上・床下浸水が発生し被害が拡大する恐れのある場合の活動拠点(想定)	16
土のう置き場一覧	16
パトロール区域図	17
坂戸市地域防災計画に基づく風水害時の坂戸市消防団(水防団)の役割(抜粋)	18
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域	19
洪水予報を行う河川と水位基準	20
洪水予報の種類、水位の名称及び行動目安	20

その他災害関係

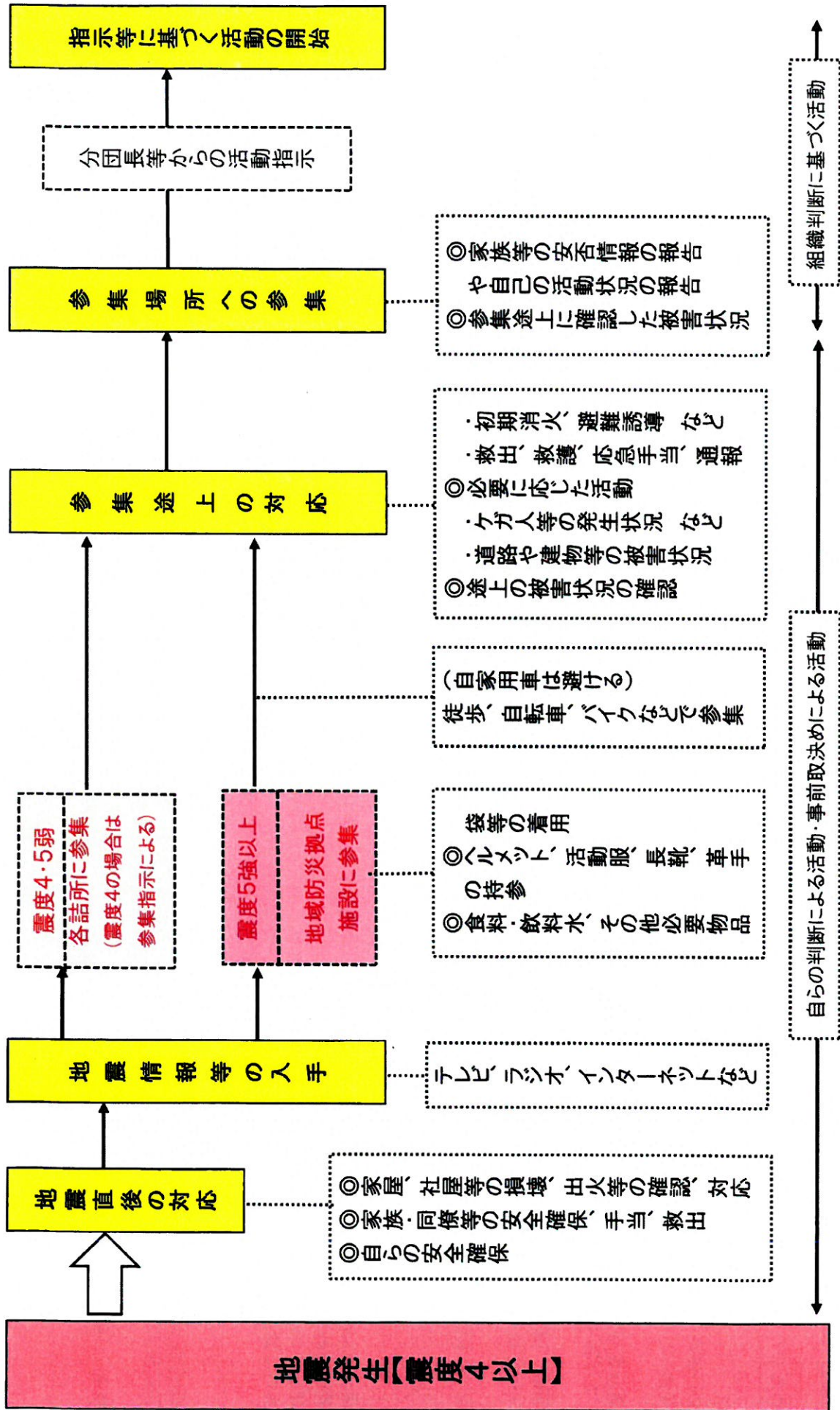
坂戸市地域防災計画に基づくその他災害時の坂戸市消防団の役割(抜粋)	21
-----------------------------------	----

地震発生時における坂戸市消防団活動計画

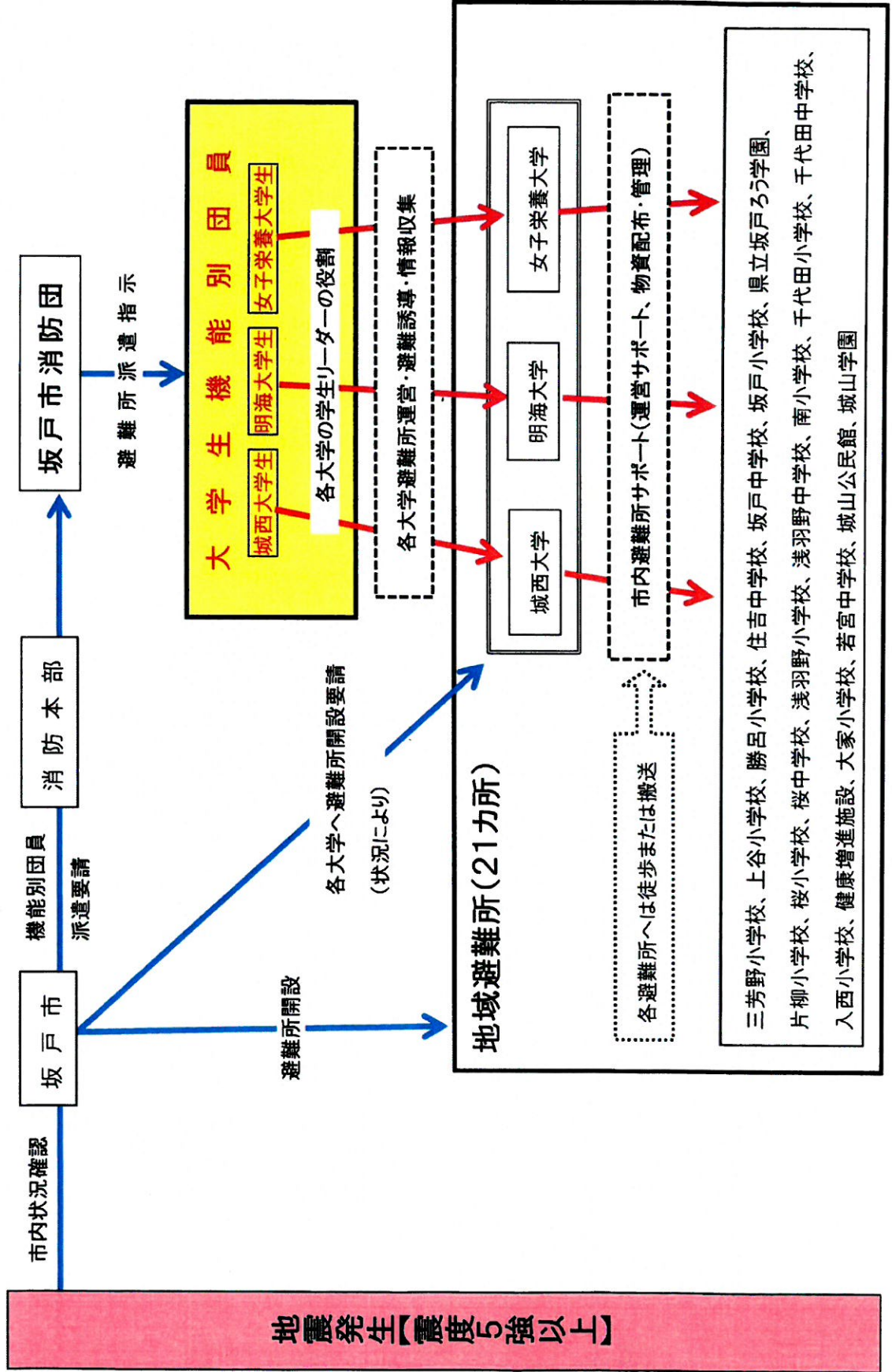
地震震度	団本部役員	分団役員	多機能部隊・女性部・各部団員	大学生機能別団員
震度 3 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団としての活動は特に行わないが、団員は自主的に自宅(職場、大学)周辺の状況把握と、ラジオ・テレビ等で情報収集を行う。 			
震度 4 (準備体制)	<ul style="list-style-type: none"> ・役員は消防本部に参集する。 ・分団長からの被害発生状況報告を受け、消防本部と連携し、活動の指揮にあたる。(消防本部無線とデジタル式トラシナーバーを使用し指示を行う。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・団本部の指示により、分団拠点詰所(事前に指定)に集合し、部の指揮にあたる。 ・管内の状況をとりまとめ団長へ報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・分団長からの指示により、部長指揮のもと、各部所轄管内の巡回を実施する。 ・多機能部隊長・女性部長は団長へ、部長は分団長へ、出動団員数と被害発生の有無、内容等状況を報告する。 	<p>(在学の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学内での情報収集を行い、準備体制をとる。 ・状況に応じて出動団員数と被害発生の有無等を大学ごとに団長(消防本部)へ連絡をする。
震度 5 弱 (警戒体制)	<ul style="list-style-type: none"> ・役員は消防本部に参集する。 ・分団長からの被害発生状況報告を受け、消防本部と連携し、活動の指揮にあたる。(消防本部無線とデジタル式トラシナーバーを使用し指示を行う。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・分団拠点詰所(事前に指定)に集合し、部の指揮にあたる。 ・管内の被害状況や部の活動内容を把握し団長へ報告するとともに、必要により応援要請、指示により管外への応援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地震発生とともに、多機能部隊長・部長指揮のもと、速やかに各部所轄管内へ出動、被害状況の調査を実施するとともに、消火・救出救助活動にあたる。 ・多機能部隊長・女性部長は団長へ、部長は分団長へ、出動団員数と被害発生(火災発生件数・倒壊家屋棟数等)状況を報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常体制の実施に備えて警戒体制をとり、大学内及び周辺での情報収集を行い、出動団員数と被害発生状況を大学ごとに団長(消防本部)へ報告をする。
震度 5 強以上 (非常体制)	<ul style="list-style-type: none"> ・役員は消防本部に参集する。 ・分団長からの被害発生状況報告を受け、消防本部と連携し、活動の指揮にあたる。(消防本部無線とデジタル式トラシナーバーを使用し指示を行う。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・分団拠点詰所に参集後、地域防災拠点施設(事前に指定)に移動し活動する。 ・管内の被害状況や部の活動内容を把握し、団長へ報告するとともに、地域住民・市職員と連携し、総力をあげて活動する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災拠点施設に移動した分団と連携して活動する。※P11 震度5強以上の地震が発生した場合の活動拠点参照 ・活動内容については震度5弱と同じであるが、部長は参集した団員数により、消火班と救助班の2班を編成し、それぞれ活動を指示する。 ・なお、活動は地区本部を中心とし、地域住民と連携・協力して行うものとする。 ・女性部は、団本部から指定された避難所へ移動し、市職員等と連携し、避難所の運営にあたる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常体制をとり、団本部と連携、指示を受ける。 ① 団本部から指定された避難所へ移動し、市職員等と連携し、避難所の運営にあたる。 ② 帰宅困難者が発生した場合は、市職員等と連携し、一時滞在施設での運営にあたる。 ③ 大学が避難所に指定された場合は、市職員等と連携し、避難所の運営にあたる。
東海地震の警戒宣言が発令	<ul style="list-style-type: none"> ・役員は消防本部に参集し、協議を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・分団会議を開催し、体制を確立する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地震の発生に備え、住民誘導等の準備及び広報活動を積極的に行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地震に備え、安全確保及び非常体制をとる。

※東海地震とは、静岡県中部から遠州灘周辺を震源地とし、いつ発生してもおかしくないと考えられるM8クラスの巨大地震。

地震発生時の団員の行動手順（基本パターン）



大規模災害時の大学生機能別団員の行動イメージ



参集までの具体的な行動手順(各団員共通)

1 地震がきたら

【身の周りの対応】

- 自らの安全確保
- 家族、同僚等の安全確保(避難指示、避難誘導)及び応急手当、救出
- 自分の居る場所(自宅、職場など)及び近隣の被害状況把握、初期消火の対応
- 余震や警報に基づく二次被害への注意喚起
- 近隣への出火防止等の呼びかけ(消火、ガスの元栓閉止、ブレーカー遮断など)
- 関係機関への通報

【情報収集】

- テレビ、ラジオ、インターネット等による地震情報・警報等の確認

(ポイント)

地震発生後の火の始末や初期消火、また、生き埋めの救出については、一刻も早く着手することが重要であり、まずは消防団員自らの居る場所及びその近隣において、出火防止(火の始末、ガスの元栓閉止、ブレーカーの遮断など)について呼びかけを行うとともに、火災が発生している場合は、近隣住民に協力を求めて消火活動を行う。

また、倒壊した建物を発見した場合は、関係者と接触して要救助者の有無について確認を行い、救出の必要がある場合は、同様に近隣住民に協力を求め、また必要資機材の提供を求めて救出にあたる。

なお、被害が拡大する恐れがある場合は、避難の呼びかけや誘導を行いながら、安全な場所へ避難する。

2 参集するにあたり

【参集基準】

配備体制	配備基準	消防団参集体制
—	原則として震度3以下の地震が発生した場合	参集なし
準備体制	原則として震度4の地震が発生した場合	消防本部からの要請があった場合に参集する
警戒体制	原則として震度5弱の地震が発生した場合	全団員は自動的に参集する
非常体制	原則として震度5強以上の地震が発生した場合	

※順次指令メール又は緊急連絡網により参集指示がされる。

【服装等】

- 活動服、ヘルメット、編上げ靴、革手袋など。冬期間などは特に防寒対策も考慮する。
(消防団被服を着用できない場合は、極力、安全性・活動性を考慮した服装とする。)
 - 食料や飲料水の持参
 - 情報収集・伝達のため、ラジオや携帯電話などの持参
 - その他(タオル、懐中電灯、メモ帳、筆記具など)
- ※参集に備え、日ごろから準備をしておく。

【参集手段】

- 徒歩、自転車、バイクなど

【参集場所】

- 団本部 → 消防本部
- 各分団 → 分団拠点詰所(非常体制が発令された場合は、P10震度5強以上の地震が発生した場合の活動拠点による)
- 各部 → 各詰所(非常体制が発令された場合は、P10震度5強以上の地震が発生した場合の活動拠点による)

(ポイント)

- 乗用車による参集は、道路状況により参集途上の車両放置や渋滞を助長する恐れもある。また、参集場所に駐車場が確保できないことも考えられ、結果、参集遅延や緊急車両等の通行障害に繋がる可能性があるため、極力控えるものとする。
- 遠隔地に居るなどの理由で参集場所に参集できない場合は、極力、同僚団員等に連絡し、参集できない理由や安否状況を伝えることとする。
- 参集場所が被災した場合又は被災する恐れのある場合、別に拠点を選定し、後から参集してくる団員のために、その旨、張り紙等により示しておく。

3 参集途上での活動

【情報収集・被害状況把握】

- 交通の状況(道路交通障害、橋梁損壊、鉄道損壊 等)
- 施設の状況(建物損壊、火災、ガス漏れ、危険物の流出 等)
- 地域の状況(閉じ込め、逃げ遅れ、ケガ人の発生、崖崩れ、液状化 等)
- 避難場所、公共施設等の重要箇所の被害状況
- その他必要事項

【その他の活動】

- 通報・駆込み等による消防隊等の出動要請
- 必要に応じ、初期消火、避難指示・誘導、救出、応急手当

(ポイント)

消防団員が参集途上において行う情報収集や対応活動は極めて有効である。収集した情報は、その後の消防活動に大きく影響する場合があることを団員一人ひとりが認識し、積極的に収集、報告等を行うことが重要である。

また、参集途上における消火・救出等の活動について、速やかに処置可能と判断できる場合や緊急を要する場合は、付近住民等の協力を得るなどして対応すべきであるが、それ以外の場合は、速やかに組織活動に移行するために、参集することを優先する。

4 参集場所に到着

- 参集途上などで把握した状況の報告・取りまとめ
- 参集途上などで活動した内容の報告・取りまとめ
- 家族の安否や自宅等の被害状況の報告・取りまとめ
- 必要に応じた通報(関係機関への出動要請)

安全管理と活動のポイント

1 避難誘導

- 風向き、火災状況、道路状況等を考慮し、安全な避難経路を見極める。
- 住民に対し、避難方法、避難経路及び避難場所を説明し、安心感を与える。
- 切れた電線、道路の陥没、上方からの落下物などに留意する。
- 歩行不可能な者が居れば、住民等に協力を求め担架等により搬送する。
- 発表される警報や、余震などに注意する。
- 安全な箇所まで要する時間を把握しておく。

2 捜索・救助

- 周囲の人から災害弱者の有無や不明者など、必要情報を収集する。
- 作業しやすい場所から除去・破壊を行う。
- 除去・破壊により建物が倒壊する恐れがあるので注意する。
- 要救助者の状況によっては付近住民の協力を仰ぐとともに、必要資機材（ノコギリやスコップ、梯子、ジャッキなど）の調達についても協力を求める。
- やむを得ず建物内部に進入する際は、余震等による倒壊危険に備え、空間を角材で補強したり、ロープによる固定を行う。
- 周囲の状況（火災の発生や危険物・ガスの漏洩など）や発表される警報に留意するとともに、余震を警戒しながら活動を行う。

3 火災防ぎよ

- 火災の延焼方向に留意し、人命救助優先の活動を行う。
- 消火栓などは使用できないことが考えられることから、防火水槽や自然水利の利用を考慮する。
- ポンプや必要資機材を搬送する際、必要に応じて付近住民に協力を求める。
- 消火活動を行う際には、延焼方向や建物の倒壊に留意するとともに、人命危険や延焼拡大危険の高い地域、また、医療施設や社会福祉施設、避難場所などの消火活動を優先する。
- 火災防ぎよ中や鎮火後においても、地震の揺れと火災の影響により倒壊危険が高いことから、建物内への内部進入は極力行わないものとする。

4 応急救護

- 負傷者に対し、必要な応急手当を施すとともに、応急救護所や付近病院への搬送、また、救急隊の要請を行う。
- 負傷は、逃げ遅れなどの重要な情報を有している場合があるので、可能な限り聴取し、報告する。
- 血液や嘔吐物からの感染の恐れがあるため、自分の目や口を保護するとともに、手に傷口等ある場合は直接触れないようにする。
- 負傷者の応急手当や搬送、必要資機材の搬送など、人手が必要な場合は付近住民に協力を求める。

5 現場指揮

- 現場をよく確認し、災害の推移を見極めて活動団員の安全確保に努める。
- 長時間作業による疲労に配慮し、休憩や任務分担の変更など安全管理の徹底を図る。
- 団員の士気やチームワークに配慮する。
- 警報や余震などに留意し、危険要素がある場合は活動団員を避難・撤退させる。
- 危険性のある現場では、必要により「安全管理員」を配置する。
- 団員相互に安全管理を図るよう徹底させる。
- 多くの被災者が混乱状態で現場付近にいることが予想されるので、言動には留意させる。
- 消防団員のみ活動には固執せず、付近住民に協力を求めながら活動するよう周知する。また、必要資機材の調達についても同様とする。
- 特に緊急時においては、速やかに報告することを徹底させる。

団員活動拠点一覧

分団名	参集者	参集場所	分団名	参集者	参集場所
団本部	団長、副団長、指導部長	消防本部	入西分団	分団長・副分団長	新堀265-3
	多機能部隊		大家分団	分団長・副分団長	多和目440-1
	女性部		基本団員		
三芳野分団	分団長・副分団長	横沼346-4	城西大学		
勝呂分団	分団長・副分団長	石井1877-4	女子栄養大学		
坂戸分団	分団長・副分団長	薬師町3646-5	明海大学		

分団活動エリア一覧

分団名	管轄地域		避難所	地域防災拠点
三芳野分団	第1部	紺屋、中小坂、東坂戸	三芳野小学校 上谷小学校	三芳野公民館 上谷小学校
	第2部	横沼		
	第3部	小沼、青木		
勝呂分団	第1部	石井	勝呂小学校 住吉中学校	勝呂公民館
	第2部	島田、赤尾		
	第3部	塚越、戸宮、栄、千代田五丁目		
坂戸分団	第1部	日の出町、本町、千代田一～四丁目、八幡、南町、緑町、関間、山田町	坂戸中学校・坂戸小学校 県立坂戸ろう学園・片柳小学校 桜小学校・桜中学校 浅羽野小学校・浅羽野中学校 南小学校・千代田小学校 千代田中学校	中央公民館 坂戸市文化会館 県立坂戸ろう学園 北坂戸公民館 浅羽野公民館 千代田公民館
	第2部	元町、仲町、泉町、粟生田、伊豆の山町、溝端町、薬師町、清水町		
	第3部	浅羽、浅羽野、花影町、三光町、中富町		
	第4部	片柳、上吉田、末広町、芦山町、柳町、鎌倉町、大字坂戸		
入西分団	第1部	新堀、中里、塚崎、北大塚、北峰、堀込、にっさい花みず木三・四丁目	入西小学校 健康増進施設	入西地域交流センター 健康増進施設
	第2部	小山、善能寺、竹之内、長岡、北浅羽、にっさい花みず木五～七丁目		
	第3部	今西、金田、沢木、東和田、新ヶ谷、戸口、にっさい花みず木一・二・八丁目		
大家分団	第1部	森戸、四日市場	大家小学校・若宮中学校 城山公民館・城山学園	大家公民館・若宮中学校 城山公民館・城山学園
	第2部	多和目、西坂戸、けやき台		
	第3部	萱方、厚川、欠ノ上、成願寺、鶴舞		

※女性部、大学生機能別団員は状況に応じて、市内避難所への支援、サポートへ向かう。

震度5強以上の地震が発生した場合の活動拠点

分団名	地域防災拠点 (現地災害対策本部)	消防団活動部隊	管轄避難所 (収容可能人数)	該当町・字・自治会等
三芳野分団	三芳野公民館	分団長・第2部・第3部	三芳野小学校 (155人)	紺屋、横沼、小沼、青木
	上谷小学校	副分団長・第1部	上谷小学校 (181人)	中小坂、東坂戸、ヴェルティール東坂戸、シャレール東坂戸
勝呂分団	勝呂公民館	分団本部・第1～3部	勝呂小学校 (156人) 住吉中学校 (510人)	石井、島田、赤尾、塚越、戸宮、栄、片柳新田
	中央公民館	副分団長・第1部	坂戸中学校 (310人)	坂戸1区の1～3、緑町、南町、坂戸2区の1・2、坂戸3区、 坂戸4区の2、八幡1区・2区、関間1区・2区、千代田1丁目1区
坂戸分団	坂戸市文化会館	分団長・第2部	坂戸小学校 (177人)	坂戸4区の1、坂戸5区、坂戸6区の1～3、薬師町、芦山町
	県立坂戸ろう学園	指導部長・第4部	県立坂戸ろう学園 (210人) 片柳小学校 (181人)	清水町、柳町、鎌倉町、坂戸、片柳
	北坂戸公民館	副分団長・第4部	桜小学校 (181人) 桜中学校 (196人)	泉町、上吉田、伊豆の山町、末広町、溝端町
	浅羽野公民館	指導部長・第3部	浅羽野小学校 (181人) 浅羽野中学校 (271人)	浅羽、浅羽野、花影町、中富町、三光町、鶴舞
	千代田公民館	勝呂副分団長・第1部	南小学校 (181人) 千代田小学校 (181人) 千代田中学校 (251人)	関間3区・4区、コンドミニアム坂戸、千代田、若葉台マンション、 谷頭自治会
	入西地域交流センター	分団長・第1部・第2部	入西小学校 (155人)	新堀、堀込、小山、善能寺、竹之内、長岡、北浅羽、今西、 中里、塚崎、北峰、北大塚、につさい花みず木
入西分団	健康増進施設	副分団長・第3部	健康増進施設 (275人)	金田、沢木、東和田、新ヶ谷、戸口
	大家公民館	指導部長・第1部	大家小学校 (156人)	森戸、四日市場、萱方、厚川
大家分団	若宮中学校	分団長・第3部	若宮中学校 (254人)	厚川川向、欠ノ上、成願寺
	城山公民館	副分団長・第2部	城山公民館 (150人)	西坂戸、けやき台
城山学園	副分団長・第2部	城山学園 (242人)	多和目	

(注)坂戸市は震度5強以上の地震が発生した場合、庁舎内に災害対策本部を、市内15ヶ所に現地対策本部をそれぞれ設置する。現地災害対策本部には各区・自治会・自主防災組織からの被害状況等が集約されるため、消防団は寄せられる情報に基づき市・地区住民と連携し活動を行う。※P13 地域防災拠点・避難所等マップ参照

災害時用 PHS 番号一覧表

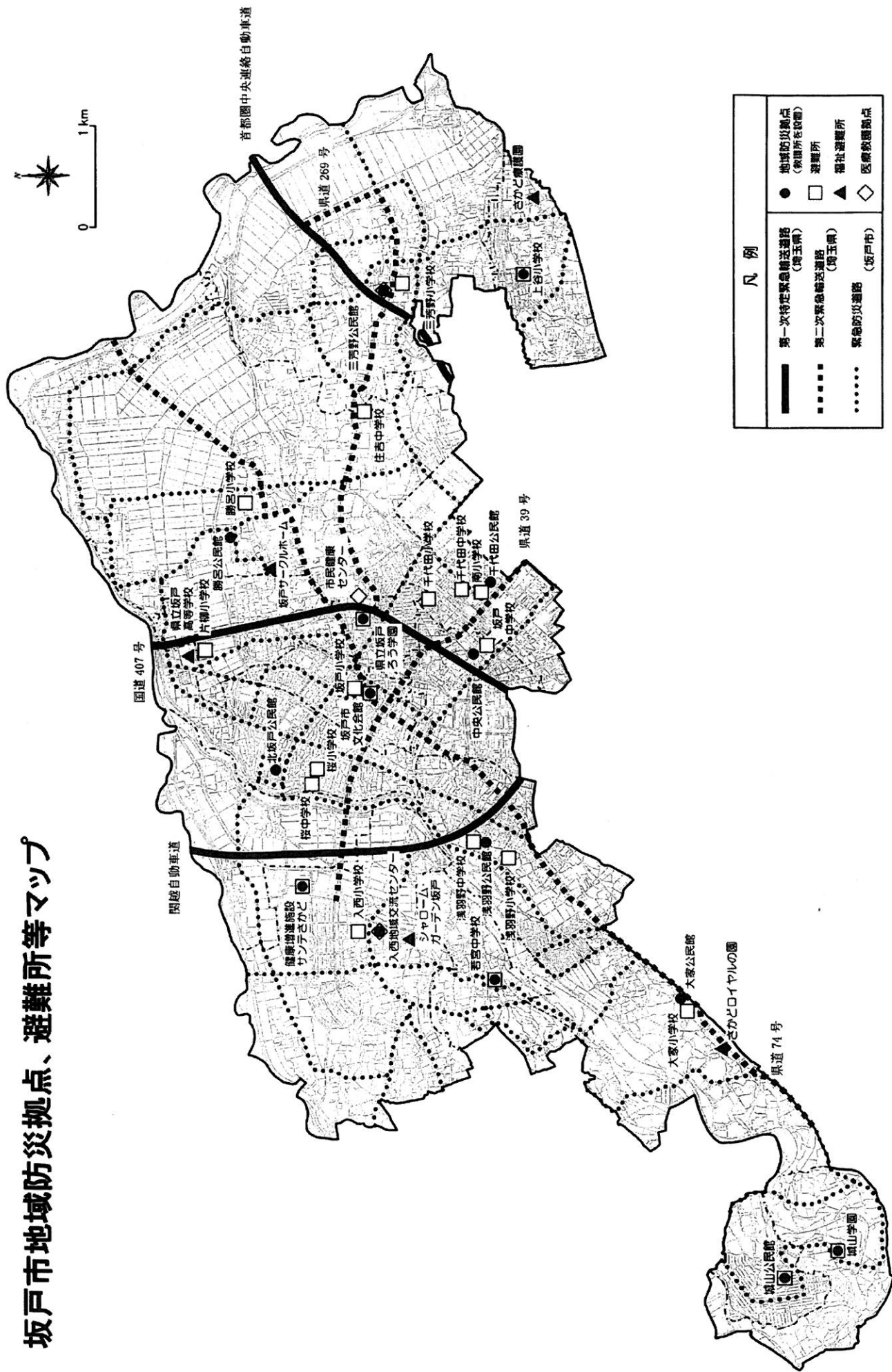
地域防災拠点	PHS 番号	地域防災拠点	PHS 番号
三芳野公民館	070-5461-5348	県立坂戸ろう学園	070-5577-9984
上谷小学校	070-5465-0014	入西地域交流センター	070-5599-0070
勝呂公民館	070-5466-6910	健康増進施設	070-6406-9329
中央公民館	070-5469-3390	大家公民館	070-6408-9108
北坂戸公民館	070-5543-1557	若宮中学校	070-6427-4746
浅羽野公民館	070-5552-3060	城山公民館	070-6451-4175
千代田公民館	070-5560-1595	城山学園	070-6457-9961
坂戸市文化会館	070-5572-2261		

福祉避難所一覧

施設名	施設種別	住所
県立坂戸高等学校	県立高等学校	上吉田 586
さかど療護園	障害者支援施設	中小坂 80-2
坂戸サークルホーム	特別養護老人ホーム	石井 1684
シャローム・ガーデン坂戸		新堀 1-1
さかどロイヤルの園		森戸 739-1

※P13 地域防災拠点・避難所等マップ参照

坂戸市地域防災拠点、避難所等マップ



凡例	
—	第一次特定緊急輸送道路 (埼玉県)
⋯⋯	第二次緊急輸送道路 (埼玉県)
⋯⋯	緊急防災道路 (坂戸市)
●	地域防災拠点 (保健所を含む)
□	避難所
▲	福祉避難所
◇	医療救護拠点

坂戸市地域防災計画に基づく震災時の坂戸市消防団の役割(抜粋)

1 基本方針

【地震発生時の配備基準】

配備体制	配備基準	市災害対策本部の設置
準備体制	原則として震度4の地震が発生した場合	設置しない 設置する
警戒体制	原則として震度5弱の地震が発生した場合	
非常体制	原則として震度5強以上の地震が発生した場合	

2 救急救助体制

- ① 消防団車両による医療救護拠点等への傷病者の搬送を行う。

3 避難・収容対策

- ① 市長が発する避難勧告等に従い避難誘導する場合、消防・警察機関は、区・自治会、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、最も安全な経路及び方法により所定の避難所に誘導する。
- ② 避難経路における危険地帯には、標示、縄張り等を行い、状況により誘導員を配置し安全を期す。
- ③ 避難誘導に当たっては、要配慮者を優先し、特に、歩行困難者は適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行う。

4 消防活動

- ① 限られた消防力を効果的に運用するとともに、周辺地域等からの迅速かつ的確な消防応援を要請する等、臨機応変な消防活動を行う。

5 遺体の搜索

- ① 死亡し、又は死亡していると推定される者の搜索は、区・自治会、自主防災組織、近隣住民の協力の下、市、坂戸・鶴ヶ島消防組合、坂戸市消防団、西入間警察署及び自衛隊が連携し実施する。
- ② 搜索用の資機材は、市、坂戸・鶴ヶ島消防組合、消防団等が所有するものを使用し、不足した場合は、市内の業者等から調達する。

6 東海地震予知情報の伝達

- ① 市及び坂戸・鶴ヶ島消防組合等は、警戒宣言発令に伴う社会的混乱の発生防止と、地震による被害とその拡大を防止し、住民、事業所等のとるべき措置を周知させるため、広報活動を積極的に行う。

風水害発生時における坂戸市消防団(水防団)活動計画

気象状況等	団本部役員	分団役員	多機能部隊・女性部・各部団員	大学生機能別団員
埼玉県南西部に大雨洪水注意報が発表された場合 (準備体制)	消防団としての活動は特に行わないが、団員は自主的に気象情報の把握を行うとともに、降雨状況に注意を払う。			
大雨洪水警報が発表され、災害の発生のおそれがある場合 (警戒体制第1配備)	団本部役員相互の連絡体制の確立と今後の活動方針を決定する。分団長に活動と資器材準備を指示する。	分団長を中心として、分団役員相互及び各部長との連絡体制を確立し、各部に活動と資器材準備を指示する。	部長指揮のもと、団員を召集させ水害発生に備えて資器材等の準備をする。	(在学の場合) 非常体制の実施に備えて警戒体制をとり、大学内及び周辺の情報収集を行い、出動団員の数と被害発生状況を大学ごとに団長(消防本部)へ報告する。
大雨洪水警報が発表され軽微な被害が発生し、応急的な対応が必要な場合 (警戒体制第2配備)	役員は消防本部に参集する。分団長からの状況報告を受け、消防本部と連携し、活動の指揮にあたる。(消防本部無線とデジタル式トランシーバーを使用する。)	分団拠点詰所(事前に指定)に集合し、部の指揮にあたる。管内の状況を取りまとめ団長へ報告する。	多機能部隊長・部長指揮のもと、各部署管内の河川や水害常襲地区を中心に巡回を実施し、状況に応じ水防工法を実施する。多機能部隊長・女性部長は団長へ、部長は分団長へ、出動団員数と被害発生の有無、水防工法実施内容等状況を報告する。	(在学の場合) 非常体制をとり、団本部と連携、指示を受ける。 ① 団本部から指定された避難所へ移動し、市職員等と連携し、避難所の運営にあたる。 ② 帰宅困難者が発生した場合は、市職員等と連携し、一時滞在施設での運営にあたる。 ③ 大学が避難所に指定された場合は、市職員等と連携し、避難所の運営にあたる。
水害が発生しやすい地域で被害が発生し、拡大のおそれがある場合 ※市は災害対策本部を設置 (非常体制第1配備)	引き続き、消防本部(市)と連携し、全団員を動員しての活動の指揮にあたる。また、市が開設する市地域防災拠点施設に分団役員を移動させ、区・自治会長や市職員との連携を図るよう指示する	管内の被害状況や部の活動内容を把握し団長へ報告するとともに、活動拠点を、地域防災拠点施設(事前に指定)に移動し、地域住民や市職員と連携して活動を行う。	地域防災拠点施設に移動した分団と連携して引き続き活動を行う。状況により、地域住民への避難準備・勧告等に基づき広報と避難誘導にもあたる。女性部は、団本部から指定された避難所へ移動し、市職員等と連携し、避難所の運営にあたる。	(在学の場合) 非常体制をとり、団本部と連携、指示を受ける。 ① 団本部から指定された避難所へ移動し、市職員等と連携し、避難所の運営にあたる。 ② 帰宅困難者が発生した場合は、市職員等と連携し、一時滞在施設での運営にあたる。 ③ 大学が避難所に指定された場合は、市職員等と連携し、避難所の運営にあたる。
水害が発生しやすい地域に加え、他の地域に被害が拡大し、避難勧告等の対応が必要な場合 (非常体制第2配備)				

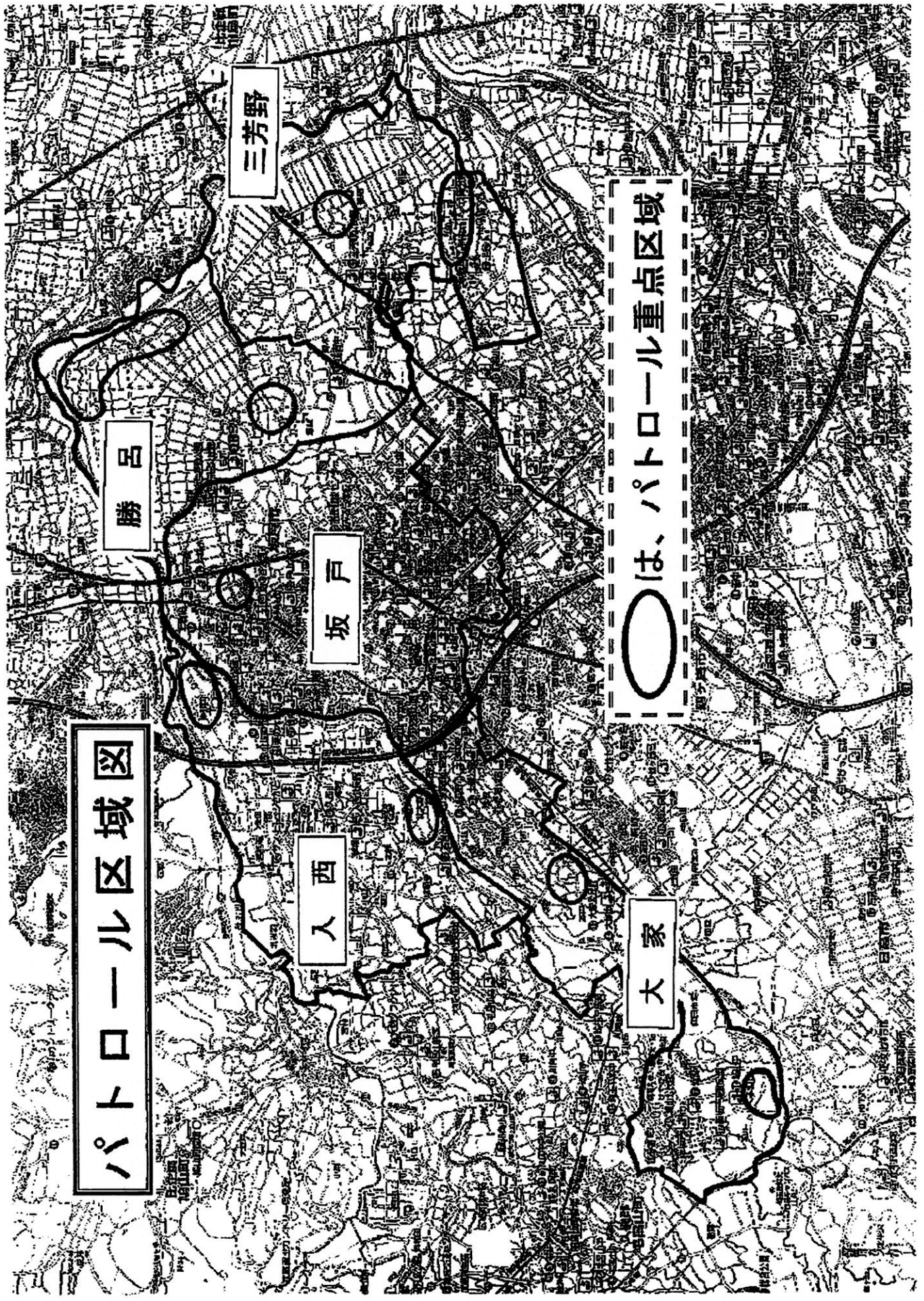
床上・床下浸水が発生し被害が拡大する恐れのある場合の活動拠点(想定)

分団名	地域防災拠点 (現地災害対策本部)	消防団活動部隊	該当地区
三芳野分団	三芳野公民館	分団本部・第1～3部	紺屋、小沼
勝呂分団	勝呂公民館	分団本部・第1～3部	島田、赤尾
入西分団	入西地域交流センター	正副分団長・第2部・第3部	東和田、戸口、北浅羽
大家分団	大家公民館	分団長・第1部	萱方
	若宮中学校	入西副分団長・第1部・大家副分団長・第3部	北大塚、成願寺
	城山学園	副分団長・第2部	多和目

※P17ハロール区域図による

土のう置き場一覧表

No.	場所		No.	場所	袋数	
	場所	袋数				
1	三芳野児童センター	紺屋 150-5	9	厚川第2集会所	成願寺 511	250
2	三芳野公民館	横沼 153-3	10	大家児童センター	厚川 238-1	300
3	勝呂公民館	石井 1526	11	大家公民館裏駐車場	森戸 445	400
4	勝呂公民館分館	石井 354	12	消防団大家分団第2部詰所	多和目 440-1	250
5	浅野野公民館	浅羽 779-4	13	飯盛神社	片柳 1829	400
6	市役所	千代田 1-1-1	14	上吉田集会所	上吉田 240	300
7	入西地域交流センター	新堀 159-1	15	東和田集会所	東和田 218-1	200
8	消防団大家分団第3部詰所	厚川 135-1				



坂戸市地域防災計画に基づく風水害時の坂戸市消防団(水防団)の役割(抜粋)

1 基本方針

【風水害時の配備基準】

配備体制		配備基準
事前準備		土のう作成・運搬車両への積み込み、水害常襲地に設置
準備体制		大雨洪水注意報が発表された場合
通常体制	警戒体制第1配備	大雨洪水警報が発表され、災害の発生のおそれがあり(災害要因が発生)、市として独自に情報収集、連絡を行う必要がある場合
	警戒体制第2配備	大雨洪水警報が発表され軽微な被害が発生し、応急的な対応、被害状況を把握し、非常体制に向けた取組が必要な場合
災害対策本部設置体制	非常体制第1配備	水害が発生しやすい地域で被害が発生し、拡大のおそれがある場合
	非常体制第2配備	水害が発生しやすい地域に加え、他の地域に被害が拡大し、非難勧告等の対応が必要な場合

2 収集・伝達すべき情報

- ① 風水害時に市及び防災関係機関が収集・伝達すべき情報は、次のとおりである。
- (1) 雨量等の気象情報及び河川情報 (2) 地域の災害危険状況 (3) 住民の避難状況 (4) 発災状況・被害状況・ライフラインの被害状況 (5) 復旧に関する情報

3 河川等の監視・警戒

- ① 常時監視：水防管理者(市長)は、市職員に随時市内河川の堤防・河川敷等の現況を巡視させ、水防上危険であると認める箇所があるときには、直ちに当該河川の管理者に連絡して必要な措置を求める。
- ② 非常警戒：水防管理者は、水防団に出動命令を出したときから、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、異常を発見した場合は、直ちに当該河川の管理者及び飯能県土整備事務所に報告するとともに、水防活動を開始する。

4 土砂災害避難誘導 (P19 土砂災害警戒区域図参照)

- ① 具体的に危険が予想される危険箇所周辺の住民等に対しては、人命の安全を第一とし、迅速かつ適切な行動をとり、避難するよう具体的な指示を行う。

5 二次災害の防止

- ① 降雨等の気象状況の十分な把握、崩壊面、周辺斜面、堆積土砂等について、安全に留意した監視を実施する。
- ② 安全が確認されるまで崩壊危険箇所周辺の住民の避難指示を継続するとともに、警戒区域の設定、立入規制等を実施する。
- ③ 発災後の降雨等による土砂災害の発生防止及び軽減を図るため、土砂災害危険箇所点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、住民及び関係機関に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行う。

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域【多和目、西坂戸三丁目地区】

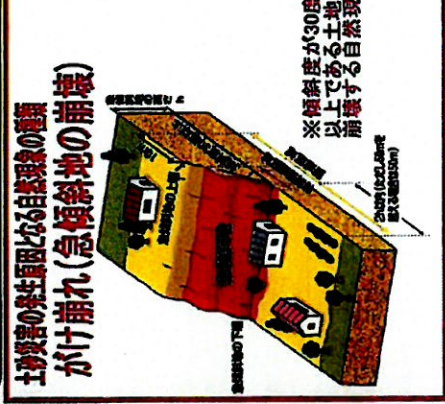
避難時の注意点
 ○避難場所、避難経路及び避難時の危険箇所は、平常時から予め確認しておきましょう。
 ○隣近所と声を掛け合いながら避難しましょう。
 ○非常時持ち出し品と一緒に「ド・アップ」を持って避難しましょう。



○黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、『土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域』です。
 ○赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、『土砂災害が発生した場合、建築物に損傷が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じる恐れのある区域』です。
 ・土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、大雨の時には警戒避難が必要となりますので、注意してください。
 ・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の斜面、避難場所などをよく確認しましょう。

お問合せ先：坂戸市役所 防災安全課
 TEL：049-283-1489（直通）
 FAX：049-283-3903
 E-mail：sakado28@city.sakado.lg.jp

- 【避難場所】
 西坂戸自治会館
 049-286-9635
 所在：坂戸市西坂戸三丁目1-9
- 【避難所】
 城山公民館
 049-285-6657
 所在：坂戸市西坂戸五丁目34-1
- 城山学園（城山小・中学校）
 049-285-9930（中学校）
 049-286-2789（小学校）
 所在：坂戸市多和目788



項目	記号
土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域	

洪水予報を行う河川と水位基準

河川名	水位観測所名	水位(m)		
		水防団待機 水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位
越 辺 川	入西水位観測所	2.00	3.00	3.2
高 麗 川	坂戸水位観測所	1.00	1.50	3.5

※国土交通省荒川上流河川事務所(リアルタイム情報・水位)などで確認

洪水予報の種類、水位の名称及び行動目安

洪水の 危険レベル	洪水予報の標題 【洪水予報の種類】	水位の名称	市及び住民に求められる行動
レベル 1	(発表なし)	水防団待機水位	水防団待機
レベル 2	氾濫注意情報 【洪水注意報】	氾濫注意水位	市は避難準備・高齢者等避難開始の発令を判断 住民は洪水に関する情報に注意 水防団出動
レベル 3	氾濫警戒情報 【洪水警報】	避難判断水位	市は避難準備・高齢者等避難開始の発令を判断
レベル 4	氾濫危険情報 【洪水警報】	氾濫危険水位	市は避難勧告等の発令を判断
レベル 5	氾濫発生情報 【洪水警報】	(氾濫発生)	逃げ遅れた住民の救助等 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導

坂戸市地域防災計画に基づくその他災害時の坂戸市消防団の役割(抜粋)

1 雪害対策

- ① 救助活動等を実施する消防機関及び防災関係機関は、必要な防災資機材等を計画的に整備充実するとともに、他の防災関係機関との連携を強化し、応急活動における相互協力の向上に努める。
- ② 積雪時には、高齢者世帯など自身による除雪が困難な者や通学路や利用者の多い交通安全上重要な歩道については、地域コミュニティの協力を得て除雪を進め、二次災害の防止に努める。

2 鉄道事故災害対策

- ① 鉄道災害は、多くの死傷者の発生が予想され、市街地での脱線、転覆等の場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があるので、消火活動に万全を期す。

3 航空機事故災害対策

- ① 災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶ場合、市、西入間警察署、坂戸市消防団等は、避難の勧告又は指示を行う。
- ② 坂戸・鶴ヶ島消防組合、坂戸市消防団、西入間警察署を主体として救出、救助活動に当たる。
- ③ 航空機事故災害は、市街地に墜落した場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があり、多くの死傷者の発生が予想されるので、消防機関は、人命の安全確保を最優先として消火活動を実施する。